

# 國學院大學學術情報リポジトリ

「別天神論争」と星野輝興・弘一の神道学説について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 神杉, 靖嗣 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001012">https://doi.org/10.57529/0002001012</a>

## 「別天神論争」と星野輝興・弘一の神道学説について

神 杉 靖 嗣

## はじめに

本稿では昭和前期の多様な神道観を考察する一環として、当時掌典として皇室祭祀に通じていた星野輝興とその息子の弘一の神道説を考究する。昭和十四年に第二次世界大戦が勃発し、昭和十六年には日本も米英と開戦するという時代の中で、昭和十七年に神道界では「別天神論争」<sup>(1)</sup>と呼ばれる神学論争があり、そこには単なる学説上の争いにとどまらない政治的背景があった。別天神論争には、指導理念の確立や思想統制の必要を力説する軍部や官僚の間で、大東亜戦争開戦とほぼ同時期に、神道思想についても統一することが決定されたこと<sup>(2)</sup>が関連しているとされる。思想統一の基準として採用されたのは、古事記の造化三神他五柱の別天神を否定して、民族神としての天照大神を唯一最高の神とする、宮内省掌典星野輝興の学説であった。造化三神を重視する説が四海同胞主義的傾向を持つのに対し、民族神を強調する星野学説はゲルマン神話を強調して民族の優勝劣敗を好むナチス的世界観<sup>(3)</sup>に与し易く、また政府が

従来から採用していた神社非宗教説をも補強するとして採用されたと思量される。星野の学説を基準として、昭和十七年の一月から六月にかけて天之御中主神を重視する立場の神道論文が次々と発禁処分になり、ついに神宮奉斎会会長や日本大学皇道学院院長も勤めた古典・神道研究の権威である今泉定助の論文「皇道史観の展開」<sup>⑤</sup>を含む百数十もの論文・著作が発禁となるに至った。

このように、情報検閲当局が星野神学を基準として天照大神以外の神を最高神として信仰する神観を邪説として排除するという立場から、今泉らの天之御中主神を重視する神道論を断罪するという事態に発展する。星野・今泉は両者とも、当時活躍した神道界の重鎮である。星野説と伝統的神道説は以前より対立はしていたが、あくまで学説上のものである。国家権力の介入を背景として、この二人が最高神は天照大神と天之御中主神のいずれであるかをめぐって公然と争う事態に至ったことは、特に神道界にはかなりの衝撃であったことは想像に難くない。このような国家権力を用いて神道思想を統一しようとする試みに対して、当時気鋭の葦津珍彦らは猛然たる反対運動を起こした。そして、葦津らは昭和十七年四月に神祇院総裁、皇典講究所所長、大日本神祇会会長のそれぞれに星野神学の是非について公開質問書を提出しその回答をもって情報局の方針の不適切を明らかにするという作戦をとった。その結果、皇典講究所、大日本神祇会が星野説を支持しない回答を発表し、さらに他にも星野説批判の論が次々と出された。事態は変転し、情報検閲当局は昭和十七年八月七日付で逆に星野輝興『國體の根基』と息子の星野弘一『日本民族の哲学序説』<sup>⑥</sup>を発禁処分とし、さらに星野輝興が宮内省を自ら退官するという形で事態の收拾がはかられた。この時点で葦津は論争終結を発表する<sup>⑦</sup>。

別天神論争<sup>⑧</sup>は単なる神学論争ではなく、政治権力が介入して神道学説の優劣を決めることが許されるのか否かというところに事態の本質がある。葦津らの反対運動の目的は、学説の優劣をつけることではなく東条内閣の思想統制への

反撃であった。星野氏が糾弾の対象となったのも、それが思想統制のテキストとされたことが理由である。明治十五年の神官教導職分離以後、政府は神学論などの論争には一切介入せず、国民の自由にまかせるという基本的態度を維持した。ところが、昭和十六年成立の東条内閣は、それまでの方針を捨て神学論に介入し国民の思想統一を謀ろうとした。別天神論争は、『古事記』の神典性や「天之御中主神」の神格をめぐっての論争の形態をとっているが、より実質的には政府権力が神道思想に介入することの是非をめぐる争いであり、むしろその争いがその論争の本質であると言えよう。

さて、星野輝興・弘一については前記の別天神論争と関連した研究があるが、別天神論争に関する資料を詳細に網羅した研究、あるいは事件としての「別天神論争」の記述に関連して若干ふれられているにとどまり、管見では彼らの神道学説の内実と特質を詳細に分析した研究はなされていない。本稿では、筆者の研究課題である天之御中主神観を含む幕末から近代にかけての日本の神道観について時代的にも現象的にも視野を広げて把握するべく、星野輝興と弘一父子の神道学説を考究する。彼らの神道説を一体として扱うのは、弘一が父輝興の説を祖述していると筆者が考えるためである。天之御中主神を否定し天照大神を最高神とする学説を考究することは、近代日本の神観をより鮮明に把握することを可能にすると思量される。まず、星野輝興・弘一の経歴をおさえ、星野父子の神道観の分析に思想統一の基準とされたとされる星野輝興『國體の根基』<sup>①</sup>・「皇祖の神勅」、星野弘一『日本民族の哲学序説』<sup>②</sup>を主に用いる。重要点については、別天神論争の一方の主役であり当時の重鎮として影響力の強かった今泉定助の説や通説的学説との対比を通じて対立点を明確としたい。①皇祖天照大神の神格と最高至貴性の淵源②別天神の系統と皇統との関係性③高天原の位置づけなどを問題の中心において、当時の社会状況を背景とした彼らの神道観の重要点・独自性と学説としての位置づけを明確にすべく、以下考究していく。

## 一、星野輝興・弘一の経歴

星野輝興（明治十五年（一八八二）～昭和三十二年（一九五七））は、明治から昭和時代の官吏、掌典であり、越後国刈羽郡半田村（現在の柏崎市）に星野芳造の子として生まれた。柏崎高等小学校を卒業後、検定により皇典講究所司業を取得する。明治四十年、二十五歳の時に上京、明治四十一年（一九〇八）宮内省図書寮雇として『古事類苑』編纂に関わる。同年式部職掌典部掌典補をへて、大正十五年（一九二六）式部職掌典部掌典となる。大正天皇の大喪儀、昭和天皇の即位礼の運営にあたった。昭和四年（一九二九）神社制度調査委員会幹事をつとめる。昭和十一年には、台湾神社<sup>15</sup>の造替について東京帝国大学名誉教授の伊東忠太（建築）、内務省囑託本郷高德（造園）、内務省技師角南隆（建築）らとともに招聘され、神祇の専門家として造営計画に関する意見を聴取される<sup>16</sup>。同十五年（一九四〇）掌典職祭事課長となる。同十七年（一九四二）八月四日勅任官の待遇を受け、同日依願退職した。掌典職の独立に尽力したことも知られる。叙正五位。輝興は、経歴からわかるように皇室祭祀の実践者である。最初の自費出版である『のかよりか』（大正八年十月）の冒頭で「祭祀は神道の始にして終なり。政事の根底にして社会的活動の規範なり」、「祭祀本来の目的は、孝敬で、祈請はこれに次しもの」とし、自らの学問への根本的態度としての祭政一致の形へ言及し、さらに神に何かを祈請するよりも孝敬をなによりも重視している。その実践から進んで日本祭祀学の提唱、さらに古典の解釈者としても知られる。その古典の解釈は、当時の有力な神道説や神話学、民俗学の説とは異なるものが多い。皇室祭祀に奉仕の傍ら、「祭祀は神道の始にして終なり」「祭祀は日常生活の精髓」などと提唱し、宮中・神宮・神社などにわたる日本祭祀学の提唱と究明を一生の目標に置いた。皇室祭祀に関する論説や祭祀全般にわたる主張の発表が多く、退官後も自宅で祭祀学会を続けた。昭和三十二年（一九五九）十月十四日、高円寺の自宅にて死去。

享年七十五。歿後、祭祀学会が彼の数多くの論文を編纂し、祭祀学会編『星野輝興先生著作集 日本祭祀』(星野輝興先生遺著刊行会、昭和四十三年)が発行された。雑誌に収録された論文、あるいは出版された後に著作集に再録された著作として、本稿で取り上げる『國體の根基』、「皇祖の神勅」の他、『のかよりか』(国光館、大正八年十月)、「地上の高天原」(公余会講演速記、昭和九年十一月)、「祭祀の本領」(日本文化協会、昭和十年三月)、「復常の生活」(「邦入」昭和十年七月)、「祭祀の展開」(文部省思想問題小輯、昭和十一年十月)、「皇國の肇造」(祭祀学会、昭和十二年六月)等多数がある。<sup>(1)</sup>

一方、子息である星野弘一の経歴については不明な点が多い。わずかにその履歴と人となりを窺えるものとして、星野弘一自身による「父輝興を語る」(前掲『星野輝興先生著作集 日本祭祀』に所収)の自身を語った記述がある。同編によれば、星野弘一は、東京商科大学の予科から大学課程に進んだ後、病弱であったためもあり実業界へ就職せず、また大学にも残らなかった。弘一は自分の思想と信念をもって国民運動に飛び込んでいった。彼は、松本学が中心となって昭和十二年に設立され皇紀二千六百年記念の様々な文化事業を遂行した日本文化中央聯盟の国内運動と研究事業に参加し、戦時体制下の産業報国・労使一体のイデオロギーのもとに昭和十三年に設置され産業報国運動を推進した産業報国聯盟に関係した。さらに、国民精神総動員本部から大政翼賛会、昭和十七年に設立され戦時下の新聞経営全般にわたり強大な権限をもって統制にあたった日本新聞会などの指導者訓練事業を担当し、正しい国民運動の推進に努めたとされている。

## 二、祭祀対象としての神と人

そもそも、彼らは、神と人についてどう考えているのか。ここから、星野父子の神道説を考究していく。この父子の説の特性として神と人との連続性があげられよう。まず、星野父子の神道説を良く理解するために、別天神論争で星野説と対立した今泉定助<sup>(18)</sup>の説を見たい。

今泉は、「古典の精神」（『皇道論叢』（財団法人皇道社、昭和十七年八月二十日）に初出<sup>(19)</sup>）の「第二 古事記冒頭の一節論」で、神と人との関係性について述べている。その中で今泉は、「外国では、多くは神が一切のものを造つたといつてをるのであるが、「生む」と「造る」とでは大変な相違がある」として、日本の民族思想の特徴として「生む」ことをあげる。「造る」という場合は、「神以外のものの存在介入があり、人類万有は神とその種を異にし、従つて神と人類万有との隔絶を生ずるのである」とする。彼は、「各個別の三要素（筆者註・「国土・人民・主権」のこと）が集つて国家を造つたといふのが外国なのであるが、日本では三要素が別々のものでないのである。国生みと云へば、国の総てが神から生まれるのである」として、「国生みの思想で三要素が出来て居り、三位一体となつて（略）宇宙万有同根一体の真理を顕現してをるのである」とする。日本は統一ある多神教であるとし、「八百万神は皆天之御中主神の分霊分魂の働きであるとも解し得られるし（略）万神一神に帰し、一神万神を統一して出来るといふのが日本の神ながらの道の立て方である」とする。彼は祭祀について、「今日は祭祀が支那流の倫理的嚴肅さにもみ流れて（略）内務省の定めた祭祀の意義までが倫理だけに終つてをるのは甚だ遺憾である」とし、「日本の祭祀には神と神の子の關係、つまり親子の情愛といふものが生きて居らねばならぬと思ふ」とし、それが個人・家庭・世界を導く真の宗教であり、「万国無比の国体であるといふことは此処に基する」とする。天之御中主神について、「宇宙を発顕せられる

のが天之御中主神であり、此の宇宙を主宰せられるのが天照大御神である。さうして歴代の天皇は大嘗祭によつて天照大御神そのまゝのお方とならせられる。(略)それで結局、天之御中主神、天照大御神、天皇、これが我が国体の根源である」とされている。それに対して、星野輝興は、たとえば大同學院での講義速記録である「皇祖の神勅」において、神と祖先は一体であるという考えを、次のように強調している。ちなみに、「大同學院」とは満洲国の教育機関であり、中堅官吏の育成機関である。<sup>20)</sup>

神祖一如の思想。日本では何時も神様に対して祖先に対するような懐かしい感じを以て、崇敬と親しみの心を以て奉仕する。又自分の祖先に対しても、単に自分一家の祖先とは見て居らぬ。これを全世界の神といふように感ずる。この神に対して祖先の感じを以て奉仕するといふ、これが氏神、氏子の信仰であります。(略)神と祖先を分つて居ないのであります。(「皇祖の神勅」一八―一九頁)

これだけでは両者の違いは鮮明ではない。父・輝興の説を忠実に受け継ぎ詳細に祖述したと筆者が考える星野弘一は、『日本民族の哲学序説』で我が国の祭祀の対象としての神について、その造化神や宇宙神としての性格を否定する。わが国の祭祀、ことに皇室に淵源する信仰にあつては、超絶的存在絶対神とか天とか、造化神、宇宙神、始原神のやうに人間に対して全く異質的な性格、能力を有するものよりも、むしろ祖霊的存在、現存の人間と密接不可分の間柄、同質的な本質を有つ『かみ』、人としてきはめてすぐれた性能と徳をもつて人の師表としてあふがれる祖先の霊をことにすぐれた対象としてまつりあがめるのである。(『日本民族の哲学序説』八五頁)

わが民族の信仰の中心となる神は(略)皇室あるひは国家に対してすぐれた功をたてた祖先はこよなく尊きものとして仰がれ、その霊は神とまつられるのである。(『日本民族の哲学序説』一九一―一九二頁)

弘一は神とは功を立てたすぐれた祖先の霊のことであり、民族における最高の道徳を確立せられた皇祖天照大神へ

の信仰であるとする。彼は、神が「国生み」するのではなく国を経営統治するとして、文字どおりに神が国を生んだという解釈を否定した独自説をとる。

伊弉諾・伊弉冉二尊の国生みの物語は無秩序未經営の大八洲国土を經營し統治し、固成する大神の大業をつたへようとしてをるものである。巷間ともすると二尊の国洲の産出をもつて、古事記序文の「二靈群品之祖」にならひ、大八洲を生誕せしめ、創造したかの意味と解してをるやうであるが、研究未成の解釈である。〔日本民族の哲学序説〕一三三―一三四頁)

諸冉二尊の古伝承本来において意味せられる『生み』の言葉は、単に記紀編者あるひは当時の知識人一般が産児的な行為とのみ解してゐたやうなものではなく(略)二尊の『生み』の御業を今の言葉でいひあらはすならば、經營、治国、治神、治物、治人であるであらう。(『日本民族の哲学序説』一七二―一七三頁)

このように、弘一は「大八洲を生誕せしめ、創造したかの意味に解する」のは古典研究の未熟のゆえであるとして、それまでの古典解釈を否定する。そして、国を經營統治する意味での「うみの觀念」というものは一代限りの王では成り立たないものであるとして、万世一系の主の系列の重要性を強調する。

しかるにうみの觀念においては一世一代のものでは王たりえないのである。よろづのものもてる持ち味を育てみちびいてもつて地上の完成、人類社会の無限の向上をはかろうとするとき、一代の王によるかかるとする聖業の完遂は全く不可能である。万世一系の主の系列とそのたえざる高き努力によつてのみはじめて実現される理想である。

〔日本民族の哲学序説〕二〇二頁)

彼は、神は国を經營統治するのであり、「生み」とは産むことではなく經營、治国、治神、治物、治人などのことを意味するとする。連綿と続く万世一系の天皇の高い努力によつて、地上の完成、人類社会の無限の向上といった聖

業は完遂し、「わが天皇国家の基本型、国体の本義を仰ぎうる」とする。祭祀と皇室に淵源する信仰の由来は「造化参神による天地開闢の形態」と異なるとして、以下のように述べる。

この造化参神による天地開闢の形態はあきらかに万古不易たるわが皇室の祭祀における事實と異なるものであり、のみならずその基本観念においては全く相反するものである。（『日本民族の哲学序説』五七頁）

弘一はわが国の祭祀は、すぐれた義人としての祖先の霊を対象としてまつることに由来するのであり、絶対神とか天とかの超越的存在をまつるのではないとする。神への「信仰」とは、あくまで人間存在に対するものであり、宇宙神などの存在によって担保されているものではなくむしろ道德などの人間行為の価値判断の基準に裏付けられているのだとする。「宇宙万有同根一体の真理」を顕現する天之御中主神を認めるか否かで、今泉説と星野父子の説には明確な違いが見られる。

### 三、国体の大本としての神勅と天命の相違

この今泉説と星野説との見解の違いは、「高天原」と「天」をどう関係づけるかに関連する形で、星野父子の神道説の根幹をなす「神勅」と「天命」についての論にも見られる。星野輝興は『皇国の肇造』（昭和十二年、祭祀学会）において、「皇祖の大御稜威」の具現化である「神勅」の重要性について、単なる古典に記載された出来事ではなく国家の万事における根本であるとして、次のように述べる。

天照らすの大御光の、大御光たるを天高く、空広く深く仰ぎ（略）いふ迄もなく皇孫の天降を拝した（略）さうして、其の際賜った五大神勅は実に皇祖の大御稜威、大御いつくしみの具体化であり、皇室、国家、君民関係の

大憲であり、祭祀、道徳の最大発現であり、政治・軍事の根本義であり、経済の原理であり、教育の指針である。輝興は、皇室・国家・君民関係や祭祀・道徳、さらには政治・軍事や経済の根本義である「皇祖の神勅」と所詮は変わりやすい宇宙の心理のようなものにすぎない「天の命」の違いについて、以下のように強調する。

「皇祖の神勅」と「天の命」といふものの内容を見るに、これは全然異つて居るのでありまして、此の「天の命」と申しますと——こんな立派な、こんな都合の宜い事はありません。何うも「天の命」といふことは宇宙の心理だと思はれるのであります。（『國體の根基』三頁）

輝興は、一定不変で国是の根本をなす「皇祖の神勅」は誰にでも理解でき、宇宙の心理のような変化しやすい「天の命」は特別な知識人のみがそれを解しうるものであり、国是の根本にはなり得ないとする。

我が皇祖の神勅は一定不変であつて万人、何人と雖も之を解し得る。ところが天の命となると変化無礙であつて、哲人のみ或は特に知識のすぐれた人のみこれを解し得る。（略）何故に天の命が変化無礙であるか。天の命とは何かと云へば、今まで研究したところでは、或時は至上心、或時は道徳の根本原理、或時は自然の運行、生物の理法等と説かれて居る。（『皇祖の神勅』三頁）

輝興は、天壤無窮の神勅とならんで重視する齋庭の穂の神勅について、人類全体それぞれに立場を与えてその生存を保障するという意味を持ち、そこには侵略主義の否定の意味も含まれるとして次のように解釈する。

さうして天孫御降臨の時に、稲を御渡しになつた。これは決して侵略主義ではない、全人類をして各々その立場に安定せしめ、平和を樂しましめたいといふ大御心、それが齋庭の穂の神勅の根本である。（『皇祖の神勅』十頁）

輝興はまとめとして、「天壤無窮の神勅」と「齋庭の穂の神勅」を含む五大神勅について、政治・道徳・信仰・経済・

文化などの「凡ゆる方面のものが皆集まつている」ところの日本の「国體の根基」であるとし、そこに「天壤無窮の皇格」があらわれるとする。

皇祖の神勅が日本の国體の根基であるといふことが分るやうな感じが致します。(略) これは實に完全無缺の一つの國家構成法の重大なものであります。或は政治から、或は道德から、或は信仰から、或は經濟から、或は文化から、凡ゆる方面のものが皆集まつて居るのであります。何うしても茲に天壤無窮の皇格が出なければならぬやうになつて居るのであります。(「皇祖の神勅」二五頁)

輝興は、天照大神の神勅の性格と意義について、その万端にわたつての根本であることのみならず、「敵対行動を為された」造化三神も心服してともに地上の完成を圖られるようになった契機となつた「大方針」の確立であるとして、以下のように述べる。

遂に大方針を確立になつた。それが皇祖の神勅であります。この御苦心の間に、何時も敵対行動を為された天之御中主神、高御産巢日神は遂に天照大御神に御心服になつて、俱に與に地上の完成を圖られ、遂に天孫降臨といふことになつて、その時に降されたのが皇祖の四つの神勅と天津神籬の神勅といふことになるのであります。(「皇祖の神勅」二七頁)

以上、星野父子は、宇宙の心理のよなものにすぎず変わりやすい「天命」と全く違い、皇室・國家・君民關係や祭祀・道德のみならず政治・軍事や經濟の根本義である皇祖の「神勅」は一定不變の大方針としてあらゆる面での日本の國體の根基であるとしてことさらに重視するのである。

## 四、「古事記」と別天神の否定

次に、星野の神道説の核心であり、別天神論争の重要な争点ともなった『古事記』と別天神についての説を見る。ここでは、理解を容易にするために天之御中主神と高御産巢日神・神産巢日神に一応の区分けをして考察を進める。星野の神道説を見る前に時代を遡って、幕末からの神道説の展開を確認する。『古事記』尊重思考の高まった幕末の神道界にあつては天之御中主神を統一的、あるいは絶対的な根本神と思惟する考え方が進展した。大教宣布運動の時代に、神官教導職のもつともオーソドックスな古典解釈法の一つが「天神造化説」であつた。「天神造化説」とは、天地開闢以前に天之御中主神・高御産巢日神・神産巢日神のいわゆる「造化三神」が成り、存在世界のあらゆる物はこの造化三神によって創造されたという説である。これは、本居宣長が『古事記伝（三之巻）』<sup>(21)</sup>において、「又此神たち（筆者註・造化三神）は、天地よりも先だちて成り坐しつれば（略）ただ虚空中にぞ成り坐しけむを（略）於高天ノ原一成としも云るは、後に天地成りては」と解釈したことにその濫觴がみられ、直接的には宣長の説を継承・発展させた平田篤胤の説<sup>(22)</sup>に基づくものである。

では、これについて今泉定助はどう考えているのか。彼は天之御中主神を中心におき高御産巢日神・神産巢日神の万物創造の働きを重視するという基本的な造化三神の解釈において平田派の系譜を継承すると思われる。彼は古事記を重視し、前掲論文「古典の精神」の「第一 古典の尊厳」で、「古事記は、最も古いばかりでなく、その内容が勅語そのものである」とし、「古事記が古典の中にて有する最上至上の権威は、実にここに由来する」としている。今泉は、前掲「古典の精神」の「第二 古事記冒頭の一節論」で造化三神について述べている。その中で彼は、「天之御中主神を精神として眺むれば心であることは間違いない。（略）天之御中主神を物質として考へれば、二元素とか、

分子とか、原子とか、電子とかいふものになる」とし、「天之御中主神といふ中心の一点が主となつて、分派延長を起こして、遂に此の靈の張り渡つた高天原を顕はし、高御産巢日神、神産巢日神の働きにより、万有を生成化育して来た」とする。そして、結論として「漸くして中心分派帰一一体の真理が出て来るのである。根本末梢同根一体の真理が出て来るのである。天之御中主神が宇宙を現はし万有を現はしたるが故に君民一体君国一体が宇宙の真理である事が知られるのである」とし、日本では天之御中主神への信仰で統一され、天之御中主神と他との関係は中心と分派の関係、根本と末梢の関係であり、それが宇宙の真理でもあるとされている。このように、今泉は天之御中主神を「根本末梢同根一体の真理であり君民一体君国一体が宇宙の真理」であるとして宇宙神的に解釈する。それに対して、星野輝興はそのような今泉の宇宙神的な解釈を完全に否定する。

又よく神道家が天之御中主神といふことを挙げます。これが宇宙の本體であり、宇宙の真理であると云つて説くのでありますが、この神様は高皇産靈神の祖神で、もと天照大御神とは対立的の神様であつたのです。それを天照大御神が天之御中主神の思召しを御奉じになつてあの神勅を下されたと説きますが、これは皆間違つて居る。

〔皇祖の神勅〕二五頁)

今泉と星野輝興の天之御中主神の解釈は対照的である。今泉の宇宙神的な解釈に対して、輝興はあくまで高皇産靈神の祖神であり元々は天照大神と対立した神であつたと主張した。

次に、高御産巢日神についての『古事記』解釈を代表する本居宣長の説<sup>23</sup>をみてみよう。「産巢は生なり。其は男子女子、又苔の牟須など云牟須にある、物の成出るを云う。(中略)日は書紀に産靈と書かれたる、靈字よく当たれり。凡て物の靈異なるを比と云。」といい、「さて世間に有とあることは、此の天地を始めて、萬の物も事業も悉に皆、此二柱の産巢日大御神の産靈に資て成出るものなり。」という。つまり、宣長によると「ムスヒ」とは物が生成してい

く靈異な力であり、この世界にある天地を含む全てのものは、この二柱の神の生成の力によってできたものである。さらに、高御産巢日神、神産巢日神という神々を次のように解釈する。

さて此大御神は、如此二柱坐を、記中に其御事を記せるには、二柱並出たまへる処はなくして、或時は高御産巢日神、或時は神産巢日御親命、とかた一柱のみ出給へる、其の御名は異れども、唯同神の如聞えたり。仰かく二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、いと深き所以あることにぞあるべき。〔古事記伝（三之巻）〕〔天地初發の段〕

宣長は高御産巢日神<sup>(25)</sup>・神産巢日神を一つの神としてとらえ、その名前が違つていても「ムスヒノカミ」は一柱<sup>(26)</sup>であるという。宣長は以上のように、「ムスヒノカミ」を一つのグループとして捉える。

つづいて、今泉の高御産巢日神論を見てみよう。今泉は、高御産巢日神について前掲「古典の精神」の「第二章 古事記冒頭の一節論」で、「本文（筆者註・『古事記』の本文）に「次に」とあるのは、本居先生も古事記伝に述べて居られる様に、親の後を子が継ぐ様な縦の意味ではなく、兄の次に弟の生れる様な横の意味の「次」である」とする。彼は、「祖神垂示として古典の用意周到さがこの産巢日と産霊との区別によく表はされてゐる」とし、『古事記』では「産巢日」、『日本書紀』では「産霊」と書き分けていることに重要な意義があるとする。彼は、霊と日との別について、「神それ自身から主観するときは「霊」の字が当り、客観的に見られる場合に「日」「火」等になるのである」とする。また、「ムス」といふのは「蒸す」の意であり（略）今まで顕はれなかつたものが出て来ることを「蒸す」と言ふ」とし、「日本では大自然の造化を産巢日と言ひ、こゝに造るものと造られるものとの対立を絶した生成思想がまた良く顕はれてゐる」とされ、「大自然の造化」を「産巢日」であるとして、そこに生成思想の顕れを見る。さらに、「独神成ります」と言ふのは、二つの意義を持ち、一つには、耦生の神で無いということを示してゐる。（略）もう一つ

には、父とか母とかいふ方が無くて顕はれた神様であるといふ意が含まれてゐる「隱身也」とある所を、本居先生は「ミミヲカクシタマヒキ」と読んで、御身の隠れて見え給はぬを云ふと解してをられる」が、これは神の方からの訓み方で穩当でないとし、「カクリミニマシキ」と人間の方からの訓み方をすべきであるとする。今泉は、高御産巢日神・神産巢日神を人間には見えない、我々が神の境地に入つて始めて体得しうる神様を指す呼び方であるとし、日本の生成思想について、「天之御中主神と云ふ絶対の中に、高御産巢日神、神産巢日神と云う相対があつて始めて靈産の効用を顕はし、宇宙の生成発展が顕現される」のが、『古事記』が明瞭に示す真理であると結論付ける。このような高御産巢日神、神産巢日神を大宇宙の造化における神秘的靈力と解釈する今泉の見解に対して、星野弘一は天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊を造化三神であるとして重視する見解自体を以下のように否定する。

太安萬侶の遺録をついで、造化參神をわが國體の最高の淵源となし、最高の神ととき、皇祖の御存在、その御聖徳とその顕現であるとのべるものが多いやうであるが、結局皇祖を最高神と仰ぐ皇室祭祀の事実を未だ十分に理解してゐないものといへる。この事実による限り皇祖は御自身の御聖徳によつて、他のものから神聖を仰がれるにいたつたので、その無上の御權威はその背景にこれをさらに基礎づける如何なる存在も断じて皆無である。(『日本民族の哲学序説』一一四頁)

弘一は天御中主尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊の造化三神を天照大神を始祖とする皇統の系譜に連なるものではないとし、造化三神などはまつりの主たる対象ではないとして否定する。

別天神を『ワケアマツカミ』とよんで、さて先代旧事本紀をみると(略)皇室と血統的に同一である系統とは別系統の存在として明記してをる(略)新撰姓氏録の諸家の系図においては天御中主尊も高皇産靈、神皇産靈尊もすべて一つの例外もなく、ある特定の臣家の系統に属する祖としてしてをるされてゐる。(略)天津神とはそれ故に、

皇統の血族的系統とは別系統に属する天津神と断すべきである。（『日本民族の哲学序説』一二二頁）

つくりの觀念あるひはむすびの思想にたつならば、かかるはたらきの根源をつきつめてゆくと、万物を根源的にあらしめる造化的始原力あるひは造化神が考へられてくる。わが皇室の御意識においてもかかる靈力の存在をみとめ、ある程度まつりの対象としてもとりあげてをるが、しかしそれはまつりの主たる対象ではない。（『日本民族の哲学序説』一八九頁）

弘一は別天神を皇統の血族的系統とは別系統に属する天津神と断じる。敬天思想と造化三神を否定し、皇室の祭祀と敬天思想、また皇室祭祀と造化三神は無関係であるとする。また、造化的始原力などの靈力の存在を認めないわけではないが、それはまつるべき主たる対象ではないとする。別天神と天照の関係を否定し、皇室祭祀との関係を否定するなど、今泉の所説とは真つ向から対立している。

##### 五、天照大神の神格について

ここで、星野説の特質を考究する上で最も重要な皇祖天照大神の性格についての彼らの考えをみたい。その神格と最高至貴性の淵源を考える上で最も重要な部分の分析に入る。たとえば、代表的国学者である本居宣長が天照大神を太陽そのものであると解釈するのに対し、星野弘一は大日靈貴尊すなわち天照大神が、あくまで皇祖神であり、そこに太陽神としての性格はないとして、以下のように述べる。

日本書紀本文を見ると恰も大日靈貴尊が太陽であるかのごとき感をうける。（略）しかし他の箇所においては大日靈貴尊を太陽神とし拝するにふさはしい物語はなく、ことごとく皇祖としての御活躍、国主国御決定に關す

るすぐれた御事績の叙述を拝するのみである。(略)わが皇室の祭祀に日月を祭る事実なく、まして太陽を最高神とし皇祖をまつた事実は皆無といはねばならない。(『日本民族の哲学序説』二一四―二一五頁)

そして、皇祖天照大神は太陽神ではなく、「皇祖としての御活躍、国主国是御決定に關するすぐれた御事績」をのこされたのであり、さらにそのはたらきが受け継がれ、展開されて天下統治の理念が確立するとする。

神世六代を通して形成されたつくりのはたらきが、諾冉二尊によってうみのはたらきに展開され、大日靈貴尊によつてさらにてらしのはたらきまで展開され、ここにはじめてわが民族における天下統治の最高理念が確立するに至るわけである。(『日本民族の哲学序説』二二六頁)

このようにして、皇祖天照大神のはたらきが展開し、「天下統治の最高理念が確立する」わけであるが、弘一は皇祖天照大神のその天下統治における「てらしの態度」、「六合照徹の精神」について以下のように説明する。

天下統治におけるてらしの態度とは、これを一言にしていへば、政治の対象である万神万人万物をしてその所をえさしむるとともに、むしろ統治の対象中ことに意識の人格的存在いはば部族とか国民とか人民それぞれ自身をして自発的に各自のもてる持ち味を統治の最高目的すなはち人間社会の完成てふ目的実現の線にそつて、十二分に發揮せしむることである。国民はこのことによつて最もよく人間活動本来の最高の意義たる人間文化の全体的完成てふ聖業に参加し自己の生存の意義を完うすることができるのである。(『日本民族の哲学序説』二二二頁)

六合照徹の精神に立たれる皇祖天照大神の御聖慮は超部族的な国家集団のみならず広く全世界の経営、全人類社会の完成といふ遠大な理想がうかがはれる。(『日本民族の哲学序説』二三一頁)

皇祖天照大神は「人間活動本来の最高の意義たる人間文化の全体的完成」を通じてその「六合照徹の精神」を貫徹する。次に、弘一は皇祖の御出現の時期とからめて天照大神が最高神とされた由来と我が国の信仰の形についてその

宇宙神的性格を否定する。

皇祖の御出現は、国土人類はもとよりあまたの神々の出現したあとにましますのである。したがって始原神にもまさずまた造化神とも拝しえず、宇宙万有の主宰神と仰ぎ奉ることもできない。皇祖は我が国家の最高の国是をさだめられ、その国是の実現にかくべからざる万世一系の皇統の基礎を確立せられた祖にましますのである。しかも皇祖を最高神として仰ぎ奉るわが国の最高の信仰から展開せられる観念においては、かかる宇宙神の信仰の発生する条件も受け入れる余地もない。（『日本民族の哲学序説』一一一―一二頁）

皇祖の最高神性は毫もいはゆる宇宙神などのごとき存在によって保証されてしかなかったものではない。むしろ、皇祖は宇宙神造化神から人間に対する支配力審判力を御みづからの御手におさめられ、人間行為に対する価値判断の最高の基準を人間の世界にとりもどされ給ふたのである。（『日本民族の哲学序説』二七五頁）

以上のように、弘一は大日靈貴すなわち天照大神は太陽神ではなく、皇祖神であるとする点が重要である。「照らし」とは、皇祖の天下統治の働きであり、太陽神が万物を照射する働きではないとする。最高神信仰における「信仰」とは、あくまで人間存在に対するものであるとする。皇祖の最高神性は宇宙神などの存在によって担保されているものではなく、皇祖自体がむしろ道徳などの価値判断の基準を人間の世界に取り戻したことに裏付けられるのだとする。さらに、「皇祖天照大神の御聖慮は超部族的な国家集団のみならず広く全世界の経営、全人類社会の完成といふ遠大な理想がうかがはれる」とも述べ、他民族の支配や他国の経営も天下統治として理想化されている。

## 六、高天原の位置づけ

最後に、天照大神の神格についての説と並んで、星野父子の神道説を特徴づける重要な論点である高天原の位置づけについて見ていく。まず、対立する今泉の説をみよう。今泉は、前掲「古典の精神」の「第二 古事記冒頭の一節論」の中で、古事記冒頭の一節の訓み方について、以下のように述べる。「本居先生も、平田先生も、その他の今日までの学者も、皆、この一節がよく解けてゐない」とし、この一節を解くことは「古事記全部の出発点であり」、きわめて重要であるとする。彼は、「天之御中主神」が発顕して「高天原」をなしたのである。天之御中主神の御稜威の発顕が高天原である。そしてその高天原といふことは、どういふことであるかといふと宇宙といふことである」とする。彼は、「高天原と云ふのは（略）天之御中主神の御稜威が高く上り、横に張つて宇宙に充滿」する意味であるとしている。彼は、「此処のところは天之御中主神がその儘、高天原とになつたと訓んでよい（略）全部が天之御中主神の発顕である」と結論付ける。

さて、前節にて、皇祖天照大神の最高至貴性は我が国の国是や道徳などの価値判断の基準を定めたことに由来することをみたが、それに関連する高天原の場所とその神聖の由来についてはどのように考えているのだろうか。星野弘一は、高天原は宇宙に存在すると主張する今泉の説を否定して、以下のように述べる。

すべての古伝承からして、高天原が皇統をはじめ譜代の臣ともいふべき有力氏族の発祥の地であるといふことはうごかすべからざる一致点である。または高天原が八洲外の実在であるといふこともすべての古伝承からひとしく結論される。（『日本民族の哲学序説』一〇二頁）

高天原の真義はあまつかみの後裔であらせられる皇統をはじめとしてある有力氏族の祖先の発祥地として神聖視

されておる場所ひいてはかかる祖先の常時まします神聖な場所とまづ解すべきであつて、天存在と考ふべき根拠は、敬天思想にわざはひされた知識人の頭脳以外に主たる根拠はないのである。〔『日本民族の哲学序説』一〇四頁）

高天原はこの世からかけ離れた別の次元の世界にある天的存在ではなく、あくまでこの地上にある皇統をはじめとする有力氏族の発祥の大八洲外の地であるとする。では、それでも高天原は神聖な場所であると言いつるのか。弘一は高天原の神聖の由来については以下のように述べる。

高天原はかくて天照大御神として最高の崇敬をうけられる皇祖大日靈貴尊と関係をもつことによつてはじめてその伝承の価値がしよづるものと考へてよい。高天原そのものは如何なる意味ももつてゐないのである。〔『日本民族の哲学序説』一〇七頁）

わが皇室の觀念においては、理想社会は、過去の高天原時代にあつたのではなく、天皇国家の目的の完成さるべき遠き将来に期待されるのである。高天原集団はただそこにおいてはじめて皇統によつて皇統及不動の国是の決定せられたところであるという意味において皇祖をはじめ、すぐれた祖神のまします神聖な場所と伝承せられてるのである。すなはち天皇国家の進路は高天原に帰ることにあるのではなく、高天原は天皇国家建設への正しき出发点がおかれた場所であるのだ。〔『日本民族の哲学序説』一〇九頁）

然るに敬天思想においては、むしろ天そのものがあらゆる価値と存在の第一原理として信仰せられている。かかる天に存在し、それと不二一体たるがゆえに天神は威力あるものとして尊敬せられるのである。天神のはたらきはしたがつてつねに天を背景としてあらはれる。いな、天神のはたらきは天の意志そのものであり、天の絶対命令にはかならない。わが国の古伝承にある高天原そのものは萬物萬象の根源でもなく、一つの場所であつて、天

のごとく意志をもたない。皇祖をはじめ諸々の天津神の存在することによつて神聖な場所として尊重せられたのである。〔『日本民族の哲学序説』一〇九―一一〇頁〕

高天原は、そのものが神聖であるということではなく、皇祖天照大神によつて皇統及不動の国是の決定されたところであるという意味において、また皇祖および神聖な祖神のおられる場所であるという意味において神聖な場所であるとされる。すなわち、高天原は「天」にあるのではなく地上の場所であり、高天原それ自体に価値があるのではなく天照大神との関係性において神聖視されるということである。一方、弘一は中国思想である敬天思想における「天」はあらゆる価値と存在の第一原理であり、天神も「天」と不二体であるがゆえにそのはたらかきは絶対であるとし、「皇室の観念」とは無関係であるという解釈をとっている。

### むすび

星野輝興の神道説には、単なる学問的な古典解釈に留まらない皇室祭祀実践者として皇祖天照大神の祭祀に関わった経験も影響していると思量される。篤実な皇室祭祀実践者としての星野輝興の神道説とその忠実な継承者たる息子の弘一が、古典の解釈として当時の主流から見れば異端的とも言える説にたどりついた所が興味深いところである。星野輝興と弘一の神道説の重要点をまとめると以下のようになる。①『古事記』を否定し、『日本書紀』を評価する。②我が国の民族精神は最高の道徳を確立した皇祖天照大神への信仰の中にあるとする。③神は国を経営統治するのであり、「神生み」の「生み」とは経営、治国、治神、治物、治人などをさす。④神とは功を立てたすぐれた祖先の霊でもともとは人であり、当然ながら祭祀の対象としての神も祖先の霊である。⑤天照大神は太陽神ではなく、皇祖神

である。⑥高天原は天上にあるのではなく地上に存在する場所であり、高天原は天照大神が国是を定めた場所であるという意味で神聖視される。⑦別天神を皇統の血族的系統とは別系統に属するとして敬天思想・造化三神を否定し、皇室祭祀と敬天思想、また皇室祭祀と造化三神の関係を否定する。また、造化神や造化的始原力などの神秘的靈力の存在を否定するわけではないが、それは主たる祭祀対象となるような重要な存在ではないとする。

次に、星野父子説と今泉説との相違点をまとめる。星野父子の神道説には、神とは祖先の霊で、もともと人であることが大前提としてある。星野父子は、『古事記』に記される天之御中主神・高御産巢日神・神産巢日神と天照大神とは別系統の氏族の祖先神として、これら造化三神の皇室祭祀との関連を否定し、造化三神を皇祖と对等乃至それ以上に仰ぐことに強く反対し、むしろ造化三神を皇祖天照大神と対立関係の後に服従した神等だとする。(しかし、高御産巢日神が『日本書紀』に「皇祖」と記されていることへの明確な反証がなく、その点星野父子の説は逐条的解釈という点で不十分であると言える。)一方、今泉定助は、①『古事記』を重視し②宇宙神的性格の天之御中主神を天照大神・天皇の系譜と結び付け③高天原を天的存在と捉える説をとっている。星野父子の神道説は、上記の重要点においてことごとく今泉説と対立しており、当時大きな影響があった今泉説を否定する学説でもあった。星野父子は、高天原を地上に措定し、高天原の神聖性と天皇の権威の源泉を天照大神との関連以外に一切認めない。そして、最大限に重視する皇祖天照大神も元々は祖先であり人であるのだから、その最高神性も我が国の最高の国是と人間行為の道徳を確立したことのみに裏付けられるとする。以上より星野父子の神道説は、神とか祭祀の源泉をどこまでもすぐれた功をあげた祖先への民族単位の道徳的な信仰に結び付ける点が最も特徴的である。その神道説は皇室祭祀実践者としての経験を抜きにしては捉えられない古典解釈からきており、むしろ祭祀実践者としての信念からきた解釈は平田篤胤以降の神道思想家の自由な古典解釈からみると異端的であったと言える。

このような星野説は当時の通説的な世界的・宇宙的な造化神を論ずる神道説に比較して、元々は人である天照大神を最高の民族神としてその権威を確立するという意味で、当時のナチス流の軍人精神にも、神道を非宗教的なものとして扱おうとした内務省の官僚にも親和性があったと思量される。ゆえに、軍部や文部省・内務省などの官僚の一部の支持を受け、一時的にせよ神道思想統一の基準とされたのであろう。祭祀実践者としての経験を踏まえ、祖先崇拜を第一とする「神道と道徳の間」ともいべき神道説をとる星野輝興と弘一は、内務省に一貫して非宗教として扱われた「国家神道」の一面を体现する存在と言えるのではないか。その説は近代合理的な現代人にとって納得できるところが多く、一つの学説としてはきわめて有力であると言えよう。しかし、星野説が大戦遂行中の軍市政権によって公権をもって強制され、他説の主張を全く排除するという事態になれば話は別である。戦時中のこととはいえ、神道界としても強制力をもって思想統一された学説に服従を余儀なくされるところまで事態が進んだという意味では大変危機的な事態であった。

### 註

- (1) 別天神論争に関する先行研究については、佐野和史、昆野伸幸、長友安隆それぞれによる研究がある。佐野和史「昭和十七年の別天神論争」(『神道学・第一二九号』(神道学大会、昭和六十一年五月))が別天神論争の経緯について資料を集めた、最も詳細な本格的な研究と言えよう。昆野伸幸「戦中・戦後における葦津珍彦の思想―神道観を中心に」(1988―1990年代日本における《語り》)についての学際的研究成果論集」(二〇一二年十月)に所収)では、星野輝興のアマテラスに権威を集中する学説に基づき、神学を画一化せんとする東条内閣に対して、星野学説の糾弾運動と東条内閣の弾劾運動を展開する葦津の立場について触れられている。長友安隆「昭和十年代文教政策に於ける神祇問題―神祇府構

想と神社制度研究会を中心として―」（明治聖徳記念学会紀要〔復刊第四十三号〕（平成十八年十一月）に所収）では、「第三章 内閣審議会の教育理念と神社制度研究会」で、別天神論争について触れている。なお、本論において別天神論争の経緯をまとめるにあたっては、前掲「昭和十七年の別天神論争」、葦津珍彦著・阪本是丸註『国家神道とは何だったのか』（新版、昭和六十二年四月二十九日初版発行、平成十八年七月八日新版第一刷発行）・十六章 戦時非常時の国家神道」、神社新報社編『神社新報五十年史（上）』・第四章 大東亜戦争の時代」に負うところが大きい。

(2) この決定の時期について、前掲「昭和十七年の別天神論争」では、「この方針決定の過程ならびに日時は公表されたものではないので明確でないが、発禁処分の結果によって推定できる。すなわち「発禁年表」によると、昭和十七年一月から六月の時期にのみ集中的に、天御中主神を重視する立場の神道的論文が発禁処分を受けてゐることが知れる。従って決定の時期は昭和十六年の末頃のことと推測される」としている。

(3) 昭和十二・三年頃から、日本の政治思想がドイツのナチスの強い影響を受けるようになってきた。そこで、神道とナチズムを集合させようとする試みが行われはじめた。この傾向を心良しとしない神道人の一人が葦津珍彦であった。葦津は、神道とナチズムは異質のものであるとの主張を述べたパンフレット『日本人の言葉―ナチスの蒙を啓く』（兄弟会、昭和十五年十一月）を世に問うた。同論文において葦津は、「日本の八紘一字の精神は、劣等民族の滅亡を目的とせず、世界万邦の救済に存する。日本民族は、同盟を通じて独逸民族の蒙を啓き、そのナチス精神を戒ひ、浄めて、日本の精神にまつろうはしめ（伏せしめ）ねばならぬ」と述べ、「ナチス精神」に批判的である。

(4) 葦津珍彦は、神道の思想教説が東条政権下でその多様性を失ったことを指摘している。統一的学説の基本テキストとされたのは、星野輝興の『国体の根基』、星野弘一『日本民族の哲学序説』であるとされる。葦津は前掲『国家神道とは何だったのか』で、以下のように東条政権下での思想統制の状況について述べている。「戦時下の行政官僚は、どこかの国でも、思想言論の統制を欲するが、日本も勿論例外ではなかった。キリスト教や仏教等の宗教に対しても、地上国家日本国家主義との協力を要求して、ある程度の目的効果をあげた。しかし、神道の雑多な信条諸説を、国家権力で「帝国政府の法令」によって、統一し統制しようとの試みは、在野の反政府者の抵抗で最後まで成功しなかった。何でも統制に強烈な意欲を示したのは、東条政権で、神道の思想教説も、その本来の多様性を欲しないで検閲権力による統制を試みた。その統一的学説を立てたのは、宮内官の星野輝興で、その説に異なるかなりに多くの神道書を片はし発禁として、神道古典の解釈までも統制しようと試みて権力を発動した。もしも、この情報局と陸海軍との神道説統制に、神

- 道人が服しておれば、仮に一時期であっても、神道神学についての国教的情况が成立したかもしれない。」
- (5) 「皇道史観の展開」の初出は、皇道社の機関紙であった『皇道発揚』（昭和十七年二月号）である。
- (6) 後日、葦津珍彦は「昨年春（筆者註・昭和十七年）、星野輝興氏の古事記冒読問題の発生するや、私共は星野氏を重用せる神祇院当局の権威を尊重し、特に当局幹部に面談し、長時間にわたり懇切にその善処を要望したのであります。然るに当局首脳者は、「見解の表現は来ぬ（ママ）」「我々は学説の批判は出来ぬ」といふのみにて我々の進言を全的に拒否せられました。然して後日、我々の言明する通りに星野氏糾弾の声騒然として天下を動かし、星野氏退官しその著書発禁となるや、初めて追従的に星野氏との絶縁の形式をとるに至り、神祇院当局の無定見を天下に曝露し、その権威を失墜せる事は、閣下も既に御承知の所であらうと存じます」（「安藤紀三郎閣下に対する進言書」（昭和十八年））と述べている。なお、同史料は國學院大學の武田秀章教授の好意により閲覧を許された。
- (7) 星野輝興は昭和七年に発刊された『國學院雜誌・平田篤胤特集号（第三十八卷第九号）』（昭和七年九月）に「平田翁最後の御目的」と題した論文を掲載している。この論文は、星野の師でもある宮内省掌典・宮地巖夫の説をもとにした論説である。宮地は、『本朝神仙記伝』『神仙の存在について』などの著作があり、八家の学に通じた平田篤胤の神秘主義者としての側面を受け継いでいる。同論考の中で、「平田翁の最後の御目的は何であったか。鉄胤先生が玉櫛の末の年譜に記されたものに依ると、古史傳がそれで、自余のものは、凡てこれが為のものであったと言ふことになっている。そうしてこの見解は、単に鉄胤先生御一個のものでなく、御門下一統のものとして差し支えないと思う。それは翁の没後、御門下の首脳連が、古史傳の完成に全力を注がれたのでも分かるからである」と述べている。師の宮地巖夫から受け継いだ平田神学の流れをくむ修法の影響も無視できないであろう。
- (8) 星野説に反発した論説の一例として、皇国運動聯盟『星野弘一著「日本民族の哲学序説」を糺弾す』（皇国運動聯盟、昭和十七年）がある。
- (9) 葦津は論争終結後、「白旗士郎」名義で別天神論争の経緯を省みた論考を発表している。白旗士郎「古典・民族・人類」（『維新公論（第六卷 第九号 十月号）』（『維新公論社、昭和十七年十月））、参照。
- (10) 佐野和史は前掲「昭和十七年の別天神論争」のなかで、「別天神論争」と統一的な「制定教義」の関連性について、以下のように述べている。「昭和二十三年五月七日の（神社）本庁教義調査取扱要綱」に「特定の一神が一切の神を併呑するが如き教義は除外されること」といふ一項があることは良く知られてゐるところである。昭和三十八・九年の神

社審議会において、「教義」の問題について議論がなされ、「制定教義」は立てないことが確認され、同要綱の「教義」の字句の使用も否定されたのであるが、その内容は今日も本庁の教学を語る場合の基本的な事項となつてゐる。かうした「一神」の他神包摂を否定する条項が要綱として設定された背景には、神社本庁の設立の前後にかけて、それをめぐる議論が存在してゐた。つまり、別天神論争は、神社本庁の統一した制定教義は立てないという現在の方針に大きな影響を及ぼした議論であつたのである。

また、論文の末尾で佐野はこの論文について葦津から受けた教示への感謝と葦津がそれまで別天神論争に言及してこなかつた理由にふれて、以下のように述べている。「末尾になるが、本稿を纏めるにあつては葦津珍彦氏に多大の教示を受けた。感謝申し上げます。葦津氏は今日までの氏の文筆活動中で、この論争についてほとんど記してゐない。これは星野氏に対する氏の深い配慮であると察せられる。官にあつて、検閲の基準理念を説く時には弾劾するが、野にあれば、その学説も評価しなければならぬ。しかし、軍事政府当局との対決を急ぐあまり、必要以上に星野氏を傷つけてしまつたといふ氏の思ひがあり、活字に記録することを差控へてこられたのである。」

(11) 星野輝興『國體の根基』(大日本青年団本部発行、時局講演集)は、後に星野輝興『國體の根基・祭祀の遡源より展開へ』(岡山縣思想對策研究会、昭和十五年四月)としても発刊された。

(12) 「皇祖の神勅」は、大同學院編纂『論叢 第三輯』(滿洲行政學會、康德七年十二月二十日発行)に所収。康德は滿洲國の元号。康德七年は西曆の一九四〇年にあたる。

(13) 星野弘一『日本民族の哲学序説』(新民書房、昭和十六年十一月)。

(14) この二書を用いるのは、前掲「昭和十七年の別天神論争」の以下の示唆による。「また、この統一理論となつたのは、天御中主神を否定する政府の検閲方針などから見て、宮内省掌典であつた星野輝興氏の指導によるものであり、その基本テキストとなつたのは、同氏の「國體の根基」(大日本青年団本部発行、時局講演集)ならびに同氏の子息星野弘一氏著の「日本民族の哲学序説」であることが明らかとなつた。また、前掲『国家神道とは何だつたのか』の「第十六章 戦中非常時の国家神道」には、「星野の神学説として『國體の根基』『日本民族の哲学序説』があり、これを基に情報部と軍部は神道説を検閲し、これと異なるものはすべて発禁にしようとした」との記述がある。

(15) 後に台湾神社は、台湾神宮と改称される。法令全書に「一、官幣大社台湾神社台北市大宮町劍潭山鎮座、昭和十九年六月十七日右祭神二、天照大神一座、大国魂命・大己貴命・少彦名命一座、能久親王一座トシ台湾神宮ト改称セラレル

- (16) 旨仰出サル、昭和十九年六月十九日、内務大臣安藤紀三郎（『法令全書』印刷局編、昭和十九年第六号）の記載がある。  
津田良樹「台湾神社から台湾神宮へ―台湾神社昭和造替の経過とその結果の検討―」（『年報 非文字資料研究第8号』）  
（神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター、二〇一二年三月）を参照。
- (17) 星野輝興の経歴については、川出清彦「星野輝興」（『神道宗教（四十）』）（神道宗教学会、昭和四十年十一月）、『神道人名辞典改訂版』（神社新報社、平成三年）、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典（十二）』（吉川弘文館、平成三年）、国学院大学日本文化研究所編『神道人物研究文献目録』（弘文堂、平成十二年）を参照して作成し、星野の論文・著作については、川出清彦「星野輝興」を参考に初出を記した。なお、「地上の高天原」「復常の生活」「祭祀の本領」「祭祀の展開」「皇国の肇造」の各編は、本文で触れた「星野輝興先生著作集 日本祭祀」に再録されている。
- (18) 今泉定助は、明治から昭和にかけての神道家。文久三年、仙台藩家老片倉家臣今泉伝吉の第三子として、宮城県白石に生まれる。明治七年、白石神明社の佐藤広見の養子となり佐藤定介を名乗る。同十二年、神道事務局生徒寮に入寮し、丸山作楽の書生として薫陶を受ける。同十五年、東京大学付属古典講習科に入学。同十九年卒業後は、『古事類苑』編纂に従事。同二十二年、国学院創設に参画し同校の講師に就任、佐藤家と離縁し今泉定介と称す。同四十一年、神宮奉斎会宮城県本部長に就任、大正十年には神宮奉斎会会長に就任。同十年末、川面凡児の禊を修め、この頃より祭政一致の国体論を政治家・軍人・経済人等に講ずる。昭和七年から、戸籍上の定助を名乗る。同八年、陸軍参謀本部に於いて連続四日国体講義を行う。同九年、血盟団事件の特別弁護に立つ。同十年、満州国皇帝に対し帝王祭祀を進講する。同十二年、神宮奉斎会本院にて代議士多数に対し国体を講義する。同十三年、自らが中心となって日本大学に設けた皇道学院の院長として、教育にあたる。昭和十九年九月十一日没、享年八十二。主著に、『皇道論叢』『大祓講義』『国体原理』等がある。以上の今泉の略歴は、日本大学今泉研究所編『今泉定助先生研究全集 第一巻』（昭和四十五年三月）の「年譜」を参考に作成した。
- (19) 本論文で引用した「古典の精神」は、日本大学今泉研究所編『今泉定助研究全集 第二巻』（日本大学今泉研究所、昭和四十四年）に再録された「皇道論叢」によっている。今泉の説を把握するのに「古典の精神」を用いたのは、同書の「解題」の「本書は、晩年の今泉先生が、皇道思想に関する多数の論考の中から、自ら取捨して一本に纏め、自らの思想的集大成とされたものであり、自らの思想展開の足跡が辿れると語っておられる（略）」との示唆による。今泉は、「古典の精神」の中で「今日我が国内に瀰漫する西洋思想を克服超越し、然もその処を得しめ、肇国以来一貫する我が

国の真姿を顕現せしむる事こそ昭和維新の目的」とし、そのためには「我が古典のうちはその真理を仰がねばならぬ」とした。さらに彼は、「古事記は、最も古いばかりでなく、その内容が勅語そのものであるとし、古事記が古典の中にて有する最上至上の権威は、実にここに由来する」として、その古典の中でも特に『古事記』を重視した。

(20) 「皇祖の神勅」が収録された『論叢 第三輯』の序文に「我が大同學院に於ては建國聖業に殉身奉公すべき帝國中堅官吏の養成訓育に専念すると共に、廣く官民各層指導者に應へて」とあるように、大同學院は中堅官吏の育成機関であった。「皇祖の神勅」のもととなった講義において、星野輝興は、国内向けではなく大同學院の關係者への講演であるということもあるのか、神道観について相当踏み込んだ発言をしている。

(21) 本居宣長著・倉野憲司校訂『古事記伝』（岩波書店、昭和十五年）の「三之卷」「天地初發之段」を参照した。

(22) 詳しくは徳重淺吉「大教宣布運動に於ける天神造化説」（徳重淺吉『維新政治宗教史研究』（目黒書店、昭和十年））、参照。

(23) 今泉は、「古典の精神」において、「神典を解するのに、神様の為された事は、人間の知識を以て論ずることは出来るものではない。本居、平田の兩先生はじめ、他の学者も皆そう言つて居る。それ故今日に至るも矢張り兩先生の言われた事と少しも変わらない。是が古典学の一番進まなかつた原因」であり、天照大神の出現に關しても「科学的に哲學的に之を辿りますれば、必ず神様の生成化育を現された途と、吾々の学問として進む途とは、ぴつたり行かねばならぬ。」とし、眼からとか鏡から生まれたと「唯其の儘に言うものでありますから、国学者なんと言うものは世の中から迂闊千萬なものである（中略）排除されたのも無理からぬこと、原因は詰り其處にある」として、その古典解釈の基本的な態度を明確にしている。

(24) 前掲『古事記伝』（岩波書店、昭和十五年）の「三之卷」「天地初發之段」によつた。

(25) タカミムスヒは「高木の神」と呼ばれることもある。『古事記』では以下のように記されている。「この高木の神は、高御産巢日（タカミムスヒ）の神の別名ぞ」（『古事記』（新潮日本古典集成）西宮一民校注、新潮社二〇〇五（初版一九七九））

(26) タカミムスヒ、カムムスヒを『古事記』の作品の中における「ムスヒ」の働きとして解釈する神野志隆光の論がある。神野志は天地の創生までムスヒの力によるものだといふ宣長の解釈を批判しながらも、「高天原におけるムスヒの、いわば生成のエネルギーがすべてを導くという、『古事記』の、世界の物語のありようを、ほほいしい当てている」と評価している。詳しくは、神野志隆光『古事記と日本書紀』（講談社現代新書、一九九九）・同『古事記の達成』（東京大学

出版会、一九八三）を参照。

【付記】 本稿は、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター研究事業「昭和前期における神道・国学と社会」における研究成果の一部である。